## 大崎市における

## 「固定資産価格決定通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

仙台法務局古川支局と大崎市間において、地方税法第422条の3の規定に基づく通知が**令和6年10月1日**から電子化されます。

現在、不動産(土地・建物)の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、大崎市長が交付した『固定資産価格決定通知書』等を登記申請者が登記申請の添付書類として仙台法務局古川支局へ提出していただいておりますが、令和6年10月1日以降、以下のとおり手続等が一部変更となりますので、ご注意ください。

- →大崎市内の不動産(土地・建物)について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、大崎市長が交付しております「固定資産価格決定通知書」は、未評価地を除き、令和6年9月30日をもって廃止されます。
- →「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「固定資産税納税通知書の課税明細書」を使用できますが、同通知書をお持ちでない場合は、大崎市長が発行する「評価証明書」又は「土地・家屋名寄帳兼課税台帳」等を取得することにより不動産価格を確認することができます。
- ※「評価証明書」、「土地・家屋名寄帳兼課税台帳」の請求方法等につきましては、大崎市役所民生部市民課証明担当(Tel0229-23-6079)までお問い合わせください。
- →登記申請をされる際には、「評価証明書」、「土地・家屋名寄帳兼課税台帳」等により、 これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく 必要があります。
- →未評価の土地につきましては、引き続き、登記官の依頼による大崎市長宛ての固定資産 価格決定通知依頼書により、「固定資産価格決定通知書」を取得することができます。

令和6年9月

仙台法務局古川支局 TeL0229-22-0510